

農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領

第1 事業の目的

本県の農業就業人口は年々減少傾向にあり、本県農業の維持・拡大を図るための農業従事者の確保が喫緊の課題となっている。

全国的に高齢化や人口減少が進む中、人手不足は深刻であり、他産業との人材獲得競争は激化している。多様な人材の確保・定着のためには、これまで社会で活躍する機会が必ずしも十分でなかった高齢者・女性・障害者等（以下「高齢者等」という。）の雇用を促進するとともに、職場環境の改善や福利厚生の実施が必要である。

そこで、農業法人等が新たに高齢者等を雇用する際に、被雇用者が安心して農作業に取り組むための休憩施設、更衣室等、就業環境の改善を目的とする施設の導入や、被雇用者が必要とする居住施設の整備を支援する。

第2 事業の内容

本事業の内容は、別表第1のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 農地所有適格法人等の農業法人又は農業者であること。
- (2) (1)のいずれの事業実施主体にあっても、認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている農業者）であること。

3 事業の採択要件

- (1) 事業実施主体が、事業完了後3年以内に新たに高齢者等を雇用する見込みがあること。
なお、障害者の雇用に際して、事業実施主体による新たな直接雇用のほか、事業実施主体が福祉事業所等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる農福連携の取組を新たに行うこと、または取組日数の増加についても、同等として要件を満たすこととする。
- (2) 事業実施要望が予算額を上回る場合、別表第3の基準により算出したポイントの上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

4 事業対象地区

本事業の対象地区は、事業実施主体が生産活動をしている場所が、次のいずれかであることとする。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農地であること。
- (2) 生産緑地法に基づく生産緑地地区内の農地であること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の市町村が策定する振興計画に保全すべき農地として記載されている農地であること。

5 事業実施計画の協議

事業実施計画の協議の手順は次のとおりとする。

- (1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施計画書(別記様式第1号。以下「事業実施計画書」という。)を作成し、市町村長へ提出するものとする。

なお、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる区域の市町村長とする。

- (2) 市町村長は、(1)により提出を受けた事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合は、別記様式第2号により知事へ協議するものとする。
- (3) 知事は、(2)により協議のあった事業実施計画を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、別記様式第3号により市町村長へ通知するものとする。
- (4) (3)の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対し通知するものとする。
- (5) 別表第2で定める事業実施計画の重要な変更は、上記の(1)から(4)までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第4 補助対象内容及び事業費

第2の事業の内容については、次の基準を満たしていなければならない。

1 補助対象の内容

整備する施設は(1)及び(2)のほか、建築基準法や都市計画法、消防法等をはじめとした関係法令を遵守の上、関係法令に適合した用地かつ整備された施設でなければならない。

- (1) 別表第1のうち補助対象1について

被雇用者が利用する就業環境の改善を目的とする施設でなければならない。

- (2) 別表第1のうち補助対象2について

ア. 整備する施設は、被雇用者のみが居住のために利用する施設でなければならない。

イ. 整備する施設は、新築または既存施設の改修により整備する施設でなければならない。なお、既存・中古施設の購入のみは、整備とみなさないものとする。

ウ. 被雇用者による施設の活用が、原則として年6カ月以上かつ4年以上の見込みがなければならない。

2 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実勢価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。

特に、別表第1のうち補助対象2に取り組む場合は、現被雇用者数及び今後の雇用増加数等に適った施設であること。

3 事業費について

事業費が10万円未満の場合は、補助の対象としないものとする。

4 中古品、空き家等の取扱い

補助の対象とする施設は、新築、新品又は新設によるほか、既存施設又は資材の有効利用等の観点から見て、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められ

る場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

5 更新施設導入の禁止

既存の施設の代替として同種・同能力のものに更新する場合は、補助の対象としないものとする。

ただし、既存の施設が耐用年数経過後5年以上経過したものである場合は、既存の施設の代替として扱わないものとする。

6 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収、賃貸、補償又は造成等に要する費用は、補助の対象としないものとする。

また、既存施設の相当部分以上の解体・撤去に要する費用は、補助の対象としないものとする。

7 関係法令等に基づく検査、行政手続及びその代行費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う検査や登記等の手続及びこれらの代行依頼に要する費用は、補助の対象としないものとする。

8 保険の加入

別表第1のうち補助対象2により整備した施設については、居住した被雇用者及び施設の損害等の補償を図るため、火災保険、地震保険等の加入に努めるものとする。

また、事業実施主体は、収入保険の加入に努めるものとする。

第5 事業の推進体制

事業実施主体は、高齢者等を雇用するに当たり、県、市町村及び関係団体の指導・協力を得て労務管理を適正に行うものとする。

第6 施設の管理運営

事業実施主体は、整備する施設について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第7 補助・指導

県は、本事業の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するほか、事業の実施について指導を行うものとする。

第8 利用状況、雇用状況の報告

1 事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から3年間、当該年度の施設の利用状況及び高齢者等の雇用状況を農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施状況報告書（別記様式第4号）により市町村長を経由し、知事へ毎年5月末日までに報告するものとする。

2 事業実施主体は、目標年次までに新たな高齢者等を雇用することができなかった場合は、新たな高齢者等を雇用することができるまで、施設の利用状況及び高齢者等の雇用状況を上記の1に準じ知事へ毎年5月末日までに報告するものとする。

第9 書類等の經由

本事業に係る書類等の提出については、所轄農業事務所長を経由するものとする。

第10 事業実施上の留意点

1 機種及び業者決定

機種及び業者決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 入札又は3者以上による見積り合わせを原則とし、市町村等の補助事業指導機関の担当者が適切に指導するものとする。
- (2) 入札等に必要の実施設計に要する経費については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業実施主体が自ら設計するために要する経費は補助対象としないものとする。

2 工事の着手

機種及び業者の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 事業実施主体は、本事業を千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）前に着工する場合にあつては、あらかじめ、県の適正な指導を受けた上で、農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付決定前着工届（別記様式第5号）を市町村長を経由し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付決定の前に着工する場合については、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから着工するものとする。
また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
なお、市町村長は、交付決定の前に着工する場合については、交付申請書の備考欄に着工予定年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 交付決定の前に着工する場合については、知事は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

3 切り替え、他の県の補助事業による重複実施の禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

また、本事業以外の県の補助事業の対象として実施することは、認めないものとする。

4 農業用廃プラスチックの処理

農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、その処理対策を事業実施計画書に明確に記載するものとする。

5 農業生産工程管理の取組

本事業の事業実施主体は、農業生産工程管理（いわゆるGAP）の取組に努めるものとする。

6 居住施設の転用及び過度な賃貸料等の徴収の禁止

別表1のうち補助対象2として整備した施設については、被雇用者以外の使用や宿泊受け入れ等の転用をしてはならない。また被雇用者に対し、過度な賃貸料等を設定・徴収し、収入を得てはならない。

7 書類の整備

事業実施主体は、本事業に係る帳簿及び証拠書類を事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

8 補助金の返還

知事は、本事業の事業実施主体が事業で導入した施設を事業目的に反して使用した場合や、新たに高齢者等を雇用することができなかった場合等に、補助金の返還を求めることがある。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月7日から施行する。

別表第1 事業の内容

区 分	補助対象	補助率
就業環境施設整備事業	1. 就業環境改善施設整備費 新たに高齢者等を雇用することを前提に就業環境の改善を目的とする次の施設を整備する際に要する経費 就業環境改善施設 ア 休憩施設 イ 更衣室 ウ トイレ エ シャワー施設 オ バリアフリー施設 2. 居住施設整備費 新たに高齢者等を雇用することを前提に事業実施主体が被雇用者の必要とする居住施設を整備する際に要する経費	1/3以内（ただし、事業実施主体が法人でない個人農業経営体の場合は1/4以内。また補助金額について、1の経費は50万円、2の経費は300万円を上限とする。）

別表第2 事業実施計画の重要な変更

区 分	事業実施計画の重要な変更
就業環境施設整備事業	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 施設の設置場所の変更 4 事業実施主体に係る事業費の30パーセントを超える増減

別表第3 採択基準

1. 補助対象1及び補助対象2 共通ポイント

(1) 現在の被雇用者数及び新たな被雇用者数

項 目	被雇用者の区分	ポイント	備 考
現在の被雇用者数	① 常雇い	5点/人	・原則として、現在の被雇用者数は事業実施前年度、新たな被雇用者数は事業実施年度（各年度：4/1～3/31）の状況とする。 ・「常雇い」は、期間の定めがない又は1年以上の雇用契約、かつ週の所定労働時間が20時間以上であること。 ・「臨時雇い」は、雇用契約期間が31日以上1年未満、かつ週の所定労働時間が20時間以上であること。
	② 臨時雇い	3点/人	
	③ 特定技能外国人	5点/人	
	④ 外国人技能実習生	4点/人	
新たな被雇用者数	① 常雇い	5点/人	
	② 臨時雇い	3点/人	
	③ 特定技能外国人	5点/人	
	④ 外国人技能実習生	4点/人	

(2) 整備済の就業条件、福利厚生

項 目	ポイント	備 考
就業規則の制定	5点	
労働保険、社会保険の加入	5点	法人にあっては社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入していること

2. 補助対象1に対する追加ポイント

(1) 農福連携の取組

項 目		ポイント	備 考
障害者等を雇用している。		5点	・雇用期間が1（1）に定めた日数・時間を超えていること。
新たに障害者等を雇用する。 または、障害者等の被雇用者を増やす。		5点	
農福連携のうち福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組	農福連携に取り組んでいる	4点	・下記に定めた期間において、農作業受託者の実働日数の合計が31日以上であること。 - 現在の取組：事業実施前年度 - 新たな取組：事業実施年度 ※年度：4/1～3/31 ・取組日数の増加は31日以上であること。
	新たに農福連携に取り組む	4点	
	農福連携に取り組んでおり、今後農福連携の取組日数を増やす。	4点	

3. 補助対象2に対する追加ポイント

項 目	ポイント	備 考
事業実施主体自らの所有地において新設、または自らの所有地で自ら所有する施設を整備する取組	10点	
整備する施設の最大居住可能人数	3点/人	・居室の広さとして1人当たり7.5㎡以上で算出すること。
整備施設の居住予定被雇用者のうち50km以上離れた地域の出身者数	4人以上	5点
	10人以上	7点
空き家の活用	5点	
整備施設の利用等に係る規定・規則の作成	3点	・実績報告までに作成すること。

年度

農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施計画書

事業実施主体名

代 表 者 名（法人の場合のみ記載）

所 在 地

関係市町村名

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体名

2 事業実施主体の概要（法人の場合のみ記載）

（名称、所在地、代表者名、設立年月日、設立根拠法令、構成者数、従業者数、役員氏名、主な業務内容）

3 事業実施主体の所在地

住 所 :

電話番号 :

4 事業実施主体が生産活動をしている場所（該当部分を■とすること）

☐ 農業振興地域内の農地

☐ 生産緑地地区内の農地

☐ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の市町村が策定する振興計画に保全すべき農地として記載されている農地

5 認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている農業者）の認定年月日

年 月 日

第2 農業経営の現状

（経営規模、作付品目、販売の状況等について記載すること）

第3 雇用環境の現状

整備済の就業条件、福利厚生（既に取り組まれている部分を■とすること）

☐ 就業規則の制定

☐ 労働保険、社会保険の加入

注）就業規則の制定については、労働基準監督署の受理印等が押印された就業規則の写しを提出すること。

第4 雇用計画

単位：人

	被雇用者名	被雇用者の区分				被雇用者の属性				被雇用者の出身
		常雇用	臨時雇用	特定技能	技能実習	高齢者	女性	障害者	その他	
現 状 (年度)										
合 計										
目 標 (年度)										
合 計										

別記様式第1号別添様式4（農福連携のうち農作業委託に係る取組計画）の提出について

☐ 有 ☐ 無 （該当部分を■とすること）

注1）高齢者は、65歳以上の者とする。

注2）障害者は、障害者雇用促進法の対象となる範囲の者とする。

注3）目標年の雇用計画について、新たに雇用する被雇用者名はアルファベット等の記号で仮表記することとする。

注4）被雇用者の出身は、別表第1の補助対象2の整備を行う場合に、整備する施設に居住する予定の被雇用者のみ記載する。

注5）雇用の現状や目標がわかる既存資料が別にある場合、その添付に替えることができる。

注6）第3の3の（1）のうち福祉事業者等に農作業委託を行い、障害者が営農に携わる農福連携の取組を計画する場合は、別記様式第1号別添様式4を提出する。

第5 導入事業の概要

1 施設整備事業に係る施設の導入計画

施 設 区 分	規格、構造 又は能力等	事業量	単価	事業費	負担区分				備 考 (設置場所)
					補助金		自己負担		
					県 費	市町村費		うち 〇〇資金	
			円	円	円	円	円	円	
小 計（消費税抜き）									
消費税									
合 計									

注：施設区分は別表第1の補助対象1の場合は就業環境改善施設名、補助対象2の場合は「居住施設」及び新設または改修（※空き家の改修の場合は「改修（空き家）」）のいずれかを記載する。

2 施設の利用計画等（目標年度）

（1）就業環境改善施設

施設 区分	利用時期	1日当たり 利用時間・回数等 (時間・回数/日)	年間利用実日数 (日)	対象品目	
				品目名	面積 (a) ・生産量 (t)

注1) 施設区分は別表第1の補助対象の欄の就業環境改善施設名を記載する。

注2) 1日当たり利用時間・回数等は用途に応じて適宜、利用時間・回数・人数などの数値を使用し記載する。

注3) 対象品目は、本事業で導入する施設の利用に係る生産品目に応じて適宜、面積・生産量等を記載する。

(2) 居住施設（該当部分を■、または記載すること）

整備する施設の土地 : ☐所有地 ☐借地
 整備する施設 : ☐新設 ☐持家 ☐借家
 整備施設の最大居住可能人数 : 人
 年間利用実人数 : 人 年間利用実日数 : 日
 施設の賃料・利用料 : 円
 その他 : ☐空き家の活用 ☐整備施設の利用等に係る規定・規則の作成

施設区分	利用者名	利用者の現住所または出身地	利用時期	対象品目	
				品目名	面積（a）・生産量（t）

注1) 施設区分は「居住施設」及び新設または改修（※空き家の改修の場合は「改修（空き家）」）のいずれかを記載する。

注2) 利用者の記載にあたり、新たに雇用する被雇用者名はアルファベット等の記号で仮表記することとする。

注3) 利用者の現住所または出身地について、原則として日本人の場合は現住所、外国人の場合は出身国を記載する。

なお、現住所または出身地が分かる資料の添付をもって代えることができるとともに、そうした資料の提出を求めることがある。

注4) 対象品目は、本事業で導入する施設の利用に係る生産品目に応じて適宜、面積・生産量等を記載する。

3 導入施設の規模決定計画

導入する施設の規模決定根拠又は事業量決定方法（様式適宜）
 既存の施設の所有状況、利用状況等を踏まえ、事業で導入する施設ごとに記入すること。

4 農業生産工程管理（GAP）の取組計画

（例：〇〇年に〇〇GAPの認証に取り組む予定 等を記入すること）

5 採択基準 ポイント 合計 点

※ポイント集計表（別記様式第1号別添様式5）を併せて提出すること。

第6 添付資料

- 1 事業実施位置図
- 2 導入施設の設置場所周辺の見取図及び施設の配置図
- 3 導入施設に農業用プラスチックフィルムを使用する場合は、農業用廃プラスチック処理計画（別記様式第1号別添様式1）
- 4 導入施設の見積書又は設計書
[計画設計図（立面図、平面図等）及びカタログを含む。]
- 5 誓約書（別記様式第1号別添様式2）、役員等名簿（別記様式第1号別添様式3）
- 6 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画認定書の写し
- 7 法人の定款（事業実施主体が法人の場合。役員等の記載がわかるものとする）
- 8 被雇用者ごとの雇用契約書または労働条件通知書等
- 9 取組計画（別記様式第1号別添様式4）、作業日誌等
※福祉事業所等への農作業委託による農福連携の取組を事業の要件又はポイント付与する場合
- 10 労働保険等加入関係書類の写し ※ポイント付与する場合
注）労働保険、社会保険の加入関係書類については、各保険の窓口機関の受理印等の押印がされた写しを提出すること。
- 11 土地登記事項証明書の写し
※設置場所に係るもの
※別表第1のうち補助対象2において、所有地、持家で整備する場合は当該建物に係るもの
- 12 現況の家屋の写真
※別表第1のうち補助対象2において、中古施設の改修等を実施する場合
- 13 ポイント集計表（別記様式第1号別添様式5）
- 14 その他知事が必要と認める資料

別記様式第1号別添様式1

農業用廃プラスチック処理計画

1 農業用プラスチックの利用状況

プラスチックの種類	利用量(kg)	更新年限	備 考
塩化ビニールフィルム			
ポリエチレンフィルム			
硬質プラスチック			
そ の 他			
計			

2 農業用廃プラスチック処理計画

	プラスチックの種類	処理量(kg)	処理方法	備 考
年 度	塩化ビニールフィルム			
	硬質プラスチック			
	ポリエチレンフィルム			
	そ の 他			
	計			
年 度	塩化ビニールフィルム			
	ポリエチレンフィルム			
	硬質プラスチック			
	そ の 他			
	計			

(注) 処理方法については、下記のうちから該当する番号①～⑤を記入する。
ただし、その他④、⑤の場合は、具体的に工場名等を記入する。

- ・ 廃プラ工場へ搬入
 - ① 指定された廃プラ集積所へ搬入
 - ② 市町村協議会が回収
 - ③ 自分で廃プラ工場へ搬入
 - ④ その他の方法で廃プラ工場へ搬入
- ・ その他の方法で処理
 - ⑤ その他、独自に廃プラ回収業者に委託等

誓 約 書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

印

補助金の交付を申請した事業実施主体（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則不要とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

別記様式第1号別添様式3

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

現在における（私・当法人）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

注意事項

- ・本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とする。
- ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

事業実施主体住所
事業実施主体名
代表者氏名

印

役員など名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人の場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補助金の申請に関する権限若しくは補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

農福連携のうち農作業委託に係る取組計画

	作業内容	受託者名	実働日数 (日)
現 状 (年度)			
合 計			
目 標 (年度)			
合 計			

注 1) 同一日に 2 以上の農作業を行う場合、同一日に 2 以上の受託者が農作業を行う場合は、1 日として実働日数をカウントする。

注 2) 営農に携わる障害者は、障害者雇用促進法の対象となる範囲の者とする。

注 3) 目標年の取組計画について、新たな受託者名はアルファベット等の記号で仮表記することとする。なお、作業内容は依頼したい作業等を記載する。

注 4) 現状や目標の実働日数がわかる既存資料が別にある場合、その添付に替えることができる。

別記様式第 1 号別添様式 5

ポイント集計表

1. 補助対象 1 及び補助対象 2 共通ポイント

(1) 現在の被雇用者数及び新たな被雇用者数 小計 _____ 点

項目	被雇用者の区分	ポイント	人数	ポイント計
現在の被雇用者数	①常雇い	5 点／人		
	②臨時雇い	3 点／人		
	③特定技能外国人	5 点／人		
	④外国人技能実習生	4 点／人		
新たな被雇用者数	①常雇い	5 点／人		
	②臨時雇い	3 点／人		
	③特定技能外国人	5 点／人		
	④外国人技能実習生	4 点／人		

(2) 整備済の就業条件、福利厚生 小計 _____ 点 ※該当する項目に☑

項 目	ポイント
就業規則の制定	5 点 ☐
労働保険の加入	5 点 ☐

2. 補助対象 1 に対する追加ポイント

(1) 農福連携の取組 小計 _____ 点 ※該当する項目に☑

項 目		ポイント	
障害者を雇用している。		5 点	☐
新たに障害者を雇用する。 または、障害者の被雇用者を増やす。		5 点	☐
農福連携のうち福祉事業者等に農作業の一部等を委託し、事業実施主体の営農活動に障害者が携わる取組	農福連携に取り組んでいる	4 点	☐
	新たに農福連携に取り組む	4 点	☐
	農福連携に取り組んでおり、今後 農福連携の取組日数を増やす。	4 点	☐

3. 補助対象 2 に対する追加ポイント 小計 _____ 点 ※該当する項目に☑

項 目		ポイント	
事業実施主体自らの所有地において新設、または自らの所有地で自ら所有する施設を整備する取組		1 0 点	☐
整備する施設の最大居住可能人数		3 点／人	○点／○人
整備施設の居住予定被雇用者のうち 50km 以上離れた地域の出身者数	4 人以上	5 点	☐
	1 0 人以上	7 点	☐
空き家の活用		5 点	☐
整備施設の利用等に係る規定・規則の作成		3 点	☐

別記様式第2号

番
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施計画の協議について

このことについて、 年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業を別添事業実施計画書のとおり実施したいので、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領第3の5の(2)の規定により協議します。

別記様式第3号

番
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施計画の（変更）
承認について（通知）

年 月 日付 第 号で申請のあったこのことについて、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領第3の5の（3）の規定により承認します。

また、下記のとおり補助金を内示しますので、事業実施主体に通知願うとともに、農業雇用労働力対策就業環境整備事業交付要綱第3条の1の規定により、年 月 日までに、補助金交付申請書を正副2部作成の上、所管する農業事務所企画振興課へ提出願います。

記

補助金内示額 金 円

別記様式第4号

農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施状況報告書
(報告対象年度 年度)

第 年 月 日

様

市町村長

このことについて、農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施要領第8の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施主体名	
事業実施年度	年度
竣工年月日	年 月 日
事業内容及び事業量	
事業費(うち県費)	円 (円)

2 施設の利用状況等

施設区分	項目		計画	実績		
			目標 (年度)	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)
	年間利用実日数 (日)					
	年間利用実人数 (人)					
	対象品目	面積 (a)				
		生産量 (t)				

注) 事業実施計画書(別記様式第1号)第5の2施設の利用計画等に沿って記載する。

3 雇用状況

単位：人

		被雇用者名	被雇用者の区分				被雇用者の属性				被雇用者の出身
			常雇用	臨時雇用	特定技能	技能実習	高齢者	女性	障害者	その他	
計 画	目 標 (年度)										
	計										
実 績	1 年 目 (年度)										
	計										
	2 年 目 (年度)										
	計										
	3 年 目 (年度)										
	計										

注 1) 事業実施計画書（別記様式第 1 号）第 3 の雇用計画に沿って記載する。

注 2) 雇用状況等がわかる資料を添付すること。

注 3) 事業実施計画において、農福連携のうち農作業委託に係る取組計画（別記様式第 1 号別添様式 4）を定めた場合は、同様式に沿って事業実施後 1 年目から 3 年目までの実績が分かるよう記載し提出すること。また、取組状況がわかる資料を添付すること。

注 4) 被雇用者の出身は、別表第 1 の補助対象 2 の整備を行う場合に、整備する施設に居住する予定の被雇用者のみ記載する。

4 目標が達成できなかった原因等

※ 3 年目（目標年度）の状況報告において目標値を達成できなかった場合作成すること

(1) 原因及び理由

(2) 改善策

番 年 月 号
日

様

事業実施主体名

農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付決定前着工届

年度農業雇用労働力対策就業環境整備事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議が無いこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

(別添)

事業 実施主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由
計						

注：施設区分は別表第1の補助対象1の場合は就業環境改善施設名、補助対象2の場合は「居住施設」及び新設または改修（※空き家の改修の場合は「改修（空き家）」）のいずれかを記載する。

添付書類

1 実施設計書